

- ◆『令和7年度版 建築基準法令集』 の内容と発売につきまして
令和6年6月以降公布、令和7年4月以降施行の関連法規と告示の膨大な改正に対応すべく、
発売を2025年（令和7年）4月15日頃といたしました。
ここ数年で最大規模の法・政省令（別記様式を含む）、告示の改正になります。

◇大きな改正は、

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）施行に伴う関連法令改正多数
- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）施行に伴う関連法令改正多数
などとなります。

◇主な改正を以下に示します。

----- 主な改正法令 -----

- ・建築基準法
- ・建築基準法施行令
- ・建築基準法施行規則

- ・建築士法および政省令
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び政省令
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律及び政省令
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び政省令
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律関連省令等
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び政省令
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律及び政省令

など

----- 新たに制定された告示約20件 -----

- ・確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務を定める件
- ・建築基準法第二条第九号の二イ(2)に規定する性能と同等の性能を有する特定部分の基準を定める件
- ・主要構造部が準耐火構造である特定部分と同等の準耐火性能を有する特定部分の基準を定める件
- ・壁等の構造方法を定める件
- ・壁等の加熱面以外の面のうち防火上支障がないものを定める件
- ・内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準等を定める件
- ・建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないために壁等に必要とされる機能を定める件
- ・主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件
- ・階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ない用途を定める件

- ・建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件
 - ・建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件
火災による熱量の算出方法等を定める件
 - ・避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない周辺高火熱面積の規模を定める件
 - ・学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件
 - ・ボルト接合によることができる安全上支障がない建築物の基準を定める件
 - ・建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件
 - ・確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを定める件
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件
- など。

----- 告示改正 100 以上 -----

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十三号）
- ・Ds 及び Fes を算出する方法を定める件（昭和五十五年建設省告示第千七百九十二号）
- ・アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）
- ・テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）
- ・プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）
- ・安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさない変更を定める件（平成二十八年国土交通省告示第千四百三十八号）
- ・一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十五号）
- ・火災により生じた煙又はガスの高さに基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和三年国土交通省告示第四百七十五号）

- ・火災により生じた煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和三年国土交通省告示第四百七十四号）
- ・火災により生じた煙又はガスの高さに基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和三年国土交通省告示第四百七十六号）
- ・火災の発生のおそれの少ない室を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十号）
- ・確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）
- ・確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）
- ・確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）
- ・学校の木造の校舎の日本産業規格を指定する件（平成十二年建設省告示第千四百五十三号）は、廃止する。
- ・間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件（平成二十六年国土交通省告示第八百六十号）
- ・許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成十九年国土交通省告示第千二百七十四号）
- ・区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百九号）
- ・警報設備の構造方法及び設置方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十八号）
- ・建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件（令和六年国土交通省告示第九百七十三号）
- ・建築基準法施行令の規定に基づき工作物の築造面積の算定方法を定める件（昭和五十年建設省告示第六百四十四号）
- ・建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）
- ・建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）
- ・建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）
- ・建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十六号）
- ・建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十八号）
- ・建築基準法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十八号）
- ・建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号）

- ・建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号）
- ・建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）
- ・建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）
- ・建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）
- ・建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）
- ・建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件（平成十八年国土交通省告示第千七百七十三号）
- ・建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十七年国土交通省告示第六百七十号）
- ・建築士法施行規則第一条の二第一項第七号の国土交通大臣が定める実務を定める件（平成二十年国土交通省告示第千三十三号）
- ・建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）
- ・建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部を改正する件（令和元年国土交通省告示第七百八十三号）
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部を改正する件（令和四年国土交通省告示第千百四号）
- ・建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和五年国土交通省告示第九百七十号）の一部を次のように改正する。
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定に基づき登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定に基づき登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定に基づき登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件（平成二十八年国土交通省告示第四百三十二号）

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第三十二条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百六十七号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第四十条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第四十条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件（平成二十八年国土交通省告示第四百三十一号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百七十二号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第三条第三号の規定に基づき居住者以外の者が主として利用していると認められるものを定める件（平成二十八年国土交通省告示第千三百七十六号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第六条第一項第二号の規定に基づき壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件（平成二十八年国土交通省告示第千三百七十七号）
- ・建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）
- ・建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千三百四十七号）
- ・建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件（令和二年国土交通省告示第百九十七号）
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める書類を定める件（平成二十五年国土交通省告示第千六十四号）
- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年国土交通省告示第百八十四号）
- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年国土交通省告示第百八十四号）
- ・建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成二十七年国土交通省告示第百八十九号）
- ・建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）
- ・建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）
- ・現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準（昭和四十六年建設省告示第百十号）
- ・構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十九号）

- ・構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）は、廃止する。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百八十七号）
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百八十九号）
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百八十八号）
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百八十四号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十四号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十七号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十五号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準（平成十八年国土交通省告示第千四百八十一号）
- ・車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合
- ・主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件（令和二年国土交通省告示第二百四十九号）
- ・住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第七百三十一号）
- ・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成二十八年国土交通省告示第二百六十六号）
- ・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第千百六号）
- ・十分間防火設備の構造方法を定める件（令和二年国土交通省告示第百九十八号）
- ・準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）

- ・床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十一号）
- ・昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）
- ・申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百六十四号）
- ・耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十九号）
- ・耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十三号）
- ・地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を定める件（令和元年国土交通省告示第七百八十六号）
- ・地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第千四十六号）
- ・地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件（平成十三年国土交通省告示第千百十三号）
- ・柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十号）
- ・長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）
- ・直通階段の一に至る歩行距離に関し建築基準法施行令第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等の規制を受けるものとして避難上支障がない居室の基準を定める件（令和五年国土交通省告示第二百八号）
- ・通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十五号）
- ・定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）
- ・特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）
- ・特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十一号）
- ・特定防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十九号）
- ・特定防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十九号）
- ・特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号）
- ・内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十二号）
- ・二十分間防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十六号）
- ・日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）

- ・排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）
- ・非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件（平成十二年建設省告示第千四百十一号）
- ・非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件（平成二十九年国土交通省告示第千百九号）
- ・評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合（平成二十八年国土交通省告示第四百三十四号）
- ・評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）
- ・不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十三号）
- ・壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件（令和二年国土交通省告示第二百五十一号）
- ・防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十五号）
- ・防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十六号）
- ・防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十号）
- ・防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号）
- ・防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十四号）
- ・膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）
- ・木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十号）
- ・木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）
- ・木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千三百四十九号）
- ・木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十二号）
- ・木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十九号）
- ・遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）
- ・雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十五号）

- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百八十五号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十二号）
- ・枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）

などとなっております。